

## II 答申の趣旨

「男女平等のまち・かわさき」は、市、市民、事業者が、自発的に連携・協働することによって実現されるものです。その主体は、条例の定める市民（川崎市内に在住、在勤、在学の者及び川崎市を活動拠点としている個人、グループ）と企業を含む事業者すべてです。それらが地域社会の一員として、あらゆる分野で男女平等を推進することが大切であり、そのために個々の主体が関わりを持ちながら、相互に連携し、男女共同参画社会の実現に寄与するための共通の機会が豊富にあることが極めて重要であると考えます。

市民一人ひとりが生活する場において男女平等の視点を持ち、習慣や慣行を見直していくこと、また、企業や団体など事業活動を行っている主体は、その事業活動の範囲で制度や仕組みを見直していくことが大切です。

今日、男女共同参画は、「企業の社会的責任（CSR）」を果たすための配慮事項のひとつになっています。しかし残念ながら川崎市に限らず企業の取組みはまだ十分とはいえません。市の役割として、企業の男女共同参画の取組みを積極的に後押しすることが不可欠と考えます。

そこで、条例が実現を目指す、「身の回りから」「手の届く範囲から」の男女平等を推進していくために、男女平等に関心の深い個人やグループだけでなく、幅広い事業者が、ともに参加し、男女平等推進に関する意見や情報を交換し合う機会が必要です。そのためのネットワーク型の仕組みを実現し、その活用を通じて自発的な取組みが進むことを希望します。

さらに、真の意味での協働の実現と男女共同参画社会の実現を図るために、このネットワークが十分に実効性を持って機能するよう、市が最大限の支援をすることを期待します。